

## 株式会社証券保管振替機構を通じた個人番号（マイナンバー）の 取得について

株式会社証券保管振替機構を通じた個人番号（マイナンバー）の取得について、令和元年度の税制改正により、2020年4月1日から2021年12月31日までの間、証券会社は個人番号（以下、「マイナンバー」）未提供のお客様を対象に、株式会社証券保管振替機構（以下、「保振」）を通じてマイナンバーを取得することが可能となりました。これに伴い、当社におきましては、2021年5月6日（木）以降、以下のお客様を対象に保振より取得したマイナンバーを順次登録いたします。

保振より提供されたマイナンバーは、支払調書への記載等、当社の義務履行のため使用させていただきます。なお、当該措置を利用したマイナンバー登録に伴うお客様の手続きは不要です。

マイナンバー登録に関しまして、ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

### 対象となるお客様

- 2015年12月31日以前に証券口座を開設
- ご住所、生年月日が登録済
- マイナンバーが未登録

※以上の全ての条件に合致するお客様が対象です。

※別紙、日本証券業協会提供書類

## 2015年12月31日以前に証券口座を開設した場合のマイナンバー提供の猶予期間が2021年で終了します。

2015年12月31日以前に証券口座を開設した方で、証券会社へのマイナンバーの提供が済んでいない方は、2022年1月1日以後最初に株式・投資信託等の売却代金や配当金等の支払を受ける時までにマイナンバーの提供が必要です。

(注) 2016年1月1日以後、新たに証券口座を開設する場合は、猶予の対象となっていません。

証券口座を開設している方は、税法上、マイナンバーの提供が義務付けられています。一方で、証券会社が関係機関を通じてマイナンバーの提供を受けることができる措置が法令で定められています。証券会社は、お客様の事務手続きの負担を軽減するため、この措置を活用させていただきます(2020年4月1日から2021年12月31日まで)。



### 所得税法などにより、以下の場合には証券会社へのマイナンバーの提供が義務付けられています。

- ◆ 株式・投資信託等の売却代金や配当金等の支払を受ける場合
- ◆ 特定口座やNISA口座を開設する場合
  - ✓ すでにマイナンバーを証券会社に提供している場合は、再度の提供は不要です。
- ◆ 氏名・住所などの変更の場合
  - ✓ すでにマイナンバーを証券会社に提供している場合は、変更前・後の氏名・住所がともに記載された本人確認書類(運転免許証等)の提示を行えば、マイナンバーの提供は不要です。

### マイナンバー制度の内容について詳しくはこちらまで

- ◆ マイナンバー総合フリーダイヤル (0120-95-0178)
  - ◆ 内閣府ホームページ (<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>)
  - ◆ 国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>)
- ※ 法人番号は、「国税庁法人番号公表サイト」でご確認いただけます。  
(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)



弊社におけるマイナンバーの提供手続きについて詳しくはこちらまで